

信託契約代理店に係る監督事務の流れ

○ 信託契約代理店の監督に当たっては、まずは所属信託会社等に対する監督を基本とする。

情報の収集・分析、所属信託会社等を通じた問題点の把握

- (1) 情報の収集・分析
(監督上参考となる情報の具体例)
- ① 所属信託会社等からの各種届出(信託契約代理店に関する不祥事件届出等)
 - ② 所属信託会社等に対する検査結果(信託契約代理店に対する業務指導等の状況)
 - ③ 所属信託会社等に対するヒアリング(信託契約代理店に対する業務指導、監査結果等)
 - ④ 信託契約代理店からの各種届出
 - ⑤ 信託契約代理店に対する検査結果
 - ⑥ 利用者からの苦情、投書等
 - ⑦ その他信託契約代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる情報
- (2) 所属信託会社等を通じた問題点の把握
- ・臨機のヒアリング
 - ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

信託契約代理店に対する問題点の把握

- ・必要に応じヒアリング
- ・必要に応じ報告徴求命令に基づく事実確認

信託契約代理店に対する改善促進

- ① 信託契約代理店に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
 - －改善方策に関する報告徴求命令
 - －業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し等

所属信託会社等に対する改善促進

- ① 所属信託会社等に対する問題点の指摘
- ② 改善に向けた取組みの促進
- ③ 必要に応じ以下の対応
 - －改善方策に関する報告徴求命令
 - －業務改善命令、業務停止命令等

所属信託会社等を通じた改善促進

所属信託会社等を通じた(必要に応じ信託契約代理店に対する)フォローアップ

- ・問題点の改善状況のフォローアップ
- ・なお改善が図られない場合には、更なる監督上の措置の検討
- ・十分な改善措置が講じられたと認められた場合は、業務改善計画の履行状況の報告義務を解除